平成5年3月22日会津若松市条例第11号

(設置)

第 1 条 市民の健康づくりを総合的に推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、会津若松市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を 置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員19人以内をもって組織する。
 - (1) 各種団体の代表者
 - (2) 保健医療関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員

(平 11 条例 17、平 16 条例 42、平 17 規則 56・一部改正)

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(平 16 条例 42 旧附則 一部改正)

(北会津村の編入に伴う経過措置)

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、北会津郡北会津村の編入の日から平成17年10月 31日までの間に委嘱を受ける委員の任期は、同日までとする。

(平 16 条例 42•追加)

附 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 17 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置等)

- 2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市の職員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。
- 3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされる委員(以下この項において「現任委員」という。)の任期が満了するまでの間において、新たに選任される委員の任期は、改正後の会津若松市健康づくり推進協議会条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、現任委員の任期が満了するまでとする。

附 則(平成 16 年 9 月 30 日条例第 42 号)

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17年9月30日条例第56号)

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。